

10. 薬剤師不在時間の有無に係る届出

薬局において、薬剤師が不在となる時間に、薬局を閉局することなく営業するときは、あらかじめ届け出てください。

薬剤師不在時間とは

開店時間のうち「当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間」をいいます。

※例えば、緊急時の在宅対応や急遽日程の決まった退院時カンファレンスへの参加のため、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間が該当しますが、学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は認められません。

(開設許可申請時)

- ・薬局の開設許可を受けようとする者で、薬剤師不在時間に薬局を閉局することなく営業するとき

(変更届書によるあらかじめの届出)

- ・既に薬局の開設許可を取得している者が、新たに薬剤師不在時間に薬局を閉局することなく営業するとき
- ・薬剤師不在時間に薬局を閉局することなく営業することをやめるとき

<申請・届出時の添付書類>

- ・新たに薬局を開設し、薬剤師不在時間に薬局を閉局することなく営業するときは薬局開設許可申請書の該当箇所を○で囲んだ上で、次の書類を添付してください。
- ・既に薬局の開設許可を取得している者が、新たに薬剤師不在時間に薬局を閉局することなく営業するときは、変更届書の変更内容欄に薬剤師不在時間の有無を記載した上で、次の書類を添付してください。

なお、新たに調剤室や医薬品陳列設備等の閉鎖設備を設けた場合は、構造設備の変更も必要です。併せて「構造設備」と記載し、変更前後の平面図を添付してください。

- ・薬剤師不在時間に薬局を閉局することなく営業することをやめるときは、変更届書の変更内容欄に薬剤師不在時間の有無を記載してください。

- ① 薬剤師不在時の対応についてのチェックリスト (p86 参照)
- ② 薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書：窓口で提示

<主な要件>

- ・薬剤師不在時間内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務する必要があります。
- ・薬剤師不在時間内は、調剤室を閉鎖してください。閉鎖の方法については、原則、施錠

することとします。

- ・薬剤師不在時間内は要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖してください。なお、登録販売者が従事する場合は、要指導医薬品又は第一類医薬品の陳列区画のみ閉鎖してください。
- ・1日当たりの薬剤師不在時間は、4時間又は当該薬局の1日の開店時間の2分の1のうちいずれか短い時間を超えてはいけません。
- ・薬剤師不在時間内は、管理薬剤師（又は代行者）が、当該薬局において勤務している従事者と常に電話で連絡がとれ、必要に応じて薬局に戻るができる体制を備えてください。
- ・薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合の体制として、近隣の薬局を紹介すること若しくは調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻るができる体制を備えてください。なお、近隣の薬局を紹介することを予定している場合、あらかじめ、連携を依頼する薬局に対し、薬剤師不在時間内に必要に応じて紹介等を行う旨の了解を得るようにしてください。
- ・薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成するとともに当該手順書に基づき業務を実施してください。

<薬剤師不在時間内の留意事項>

- ・薬剤師以外の従事者を調剤室に立ち入らせないようにするとともに、薬局医薬品を調剤室以外の場所に貯蔵する場合には、薬剤師以外の従事者が手にとらないよう、従事者に徹底してください。
- ・薬局の内側と外側の見やすい場所に以下の内容を掲示してください。
 - ・調剤に従事する薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨
 - ・調剤に従事する薬剤師が不在にしている理由
 - ・調剤に従事する薬剤師が当該薬局に戻る予定時刻
- ・要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖し、閉鎖した区画の入口に「専門家不在時の医薬品の販売又は授与は法に違反するためできない」旨を表示してください。
- ・研修中の登録販売者^{*}のみとなる場合には、販売を行う際に、必要に応じて、管理及び指導を行う薬剤師に電話で連絡させ、薬局内に薬剤師が勤務している場合と同様の体制で販売してください。

※研修中の登録販売者：過去5年間のうち薬局等において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者

- ・管理薬剤師（又は代行者）は薬局外から薬局に戻った際には、薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務していた従事者に状況を報告させるとともに、次の①から③までの事項を管理に関する帳簿に記載してください。

①薬剤師が不在となった理由（薬局外で行っていた業務の内容）

②薬剤師が不在となった時間

③薬剤師不在時間内における薬局の状況

<その他の留意事項>

薬剤師不在時間に薬局を閉局することなく営業するときは、薬局の営業実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した「薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書」を作成してください。

- ・薬剤師不在時間内の調剤室の閉鎖に関すること
- ・薬剤師不在時間内は、薬剤師以外の従事者を調剤室に立ち入らせないようにするとともに、薬局医薬品を調剤室以外の場所に貯蔵する場合には、薬剤師以外の従事者が手にとらないよう徹底することに関すること
- ・薬剤師不在時間内の要指導医薬品又は一般用医薬品の陳列区画等の閉鎖に関すること（該当する薬局のみ）
- ・薬剤師不在時間内の第二类・第三類医薬品の販売業務に関すること（該当する薬局のみ）
- ・薬剤師不在時間に係る掲示事項に関すること
- ・管理者（又は代行者）と薬局で勤務している従事者との連絡方法等に関すること
- ・薬剤師不在時間内に調剤の求めがあった場合の対応（患者への掲示内容の説明、薬剤師への連絡、近隣薬局への紹介など）に関すること
- ・管理者（又は代行者）が薬局外から薬局に戻った際の管理に関する帳簿の記載に関すること